



令和3年 4月7日  
奥多摩町立氷川小学校  
校長 松井 良  
養護教諭 蘭草 志桜里

御入学、進級おめでとうございます。

この「ほけんだより」では、保健行事のお知らせや心と体の健康に関する情報を伝えします。ぜひお子さんと一緒に御覧になってください。

養護教諭の蘭草志桜里です。

今年度も氷川小学校の子どもたちが元気に学校生活を送ることができるように、お手伝いしていきます。何か心配なことがありますらお気軽に声を掛けていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。



#### 保健関係の配布物について

##### ① 秘健康管理カード（児童指導資料と一緒に封筒でお配りしています）

★ お子様の健康状態を知り、児童一人一人の健康管理に役立たせるとともに、緊急時に御家庭へ連絡を取る際に必要となりますので、詳しく記入してください。

【2~6年生】

御確認の上、変更箇所があれば、赤ペンで記入してください。保護者確認印またはサインの欄は毎年御記入ください。

※1年生は入学式に回収しています。

##### ②結核問診票

※4月7日に配布しています。（1年生は4月6日に配布しています。）

##### ③運動器検診保健調査票

※4月7日に配布しています。（1年生は4月6日に配布しています。）

##### ④心臓病検診調査票(1・4年のみ)

※1年生は4月6日に配布しています。4年生は4月7日に配布しています。

##### ⑤色覚検査申込書(4年のみ)

※4月7日に配布しています。

保健関係の書類が多数ありますが、御記入いただき、12日(月)までに御提出をお願いします。



#### 学校医の先生の紹介

内科校医	奥多摩病院 井上 大輔 先生
歯科校医	高橋スマイル歯科 高橋 恒久 先生



#### 4月の保健行事について

4月の保健行事については「ほけんだより 健康診断号」として配布いたします。

#### 日本スポーツ振興センター災害給付金について

- 学校管理下（登下校中や、授業中、休み時間、学校行事等）のケガで病院を受診し、完治するまでに医療費の総額が5,000円以上かかった場合（一般的には健康保険で総額の7割が負担されるので、窓口での支払いが1,500円以上の場合はあります。）治療費（自己負担額の3割分と、給付金1割の計4割）が給付されます。
- 学校管理下でのケガの場合、奥多摩子ども医療証より、災害給付金制度の利用が優先となります。

※学校管理下のケガ等で、病院に受診した場合は、手続きの対象となりますので詳しい状況をお知らせください。また、後日受診をした場合にも適応となります。その際も、担任か養護教諭まで御報告ください。



#### 朝の健康観察のお願い

充実した学校生活を送るため、また病気・異常の早期発見のためにも保護者のみなさまには朝の登校前にお子さんの「健康観察」をお願いしております。

今年度も引き続き、新型コロナウイルス対策のため毎朝の検温、健康観察表の記入をお願いしております。ぜひその際に、新型コロナウイルスの症状以外にもいつもと様子が違うところがないか健康観察をお願いいたします。

#### 健康観察のポイント

- すっきりと起きられたか
- 朝食は食べられたか
- 頭痛・腹痛など痛いところはないか
- 落ち込んでいる様子はないか
- その他、普段と違う様子はないか





## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

### 保健室の利用について

保健室では学校（登校中を含む）での怪我の応急処置を行います。

基本的に怪我をした当日のみの処置となります。継続的な手当てが必要な場合で、自分で処置をすることが困難な場合は、必要な物品を持参いただければ保健室で対応することができます。

体調不良の場合は保健室のベッドで休養できます。1時間以上体調が回復せず、教室に戻ることが困難な場合はお迎えをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱の場合は保健室向かいの発熱者休養部屋で休養します。

上記の状況に関わらず、必要と判断した場合には保護者の方へ御連絡させていただきます。

### 欠席届について

- ★ 欠席の場合、必要事項を記入の上、提出してください。連続して欠席する場合は日々ごとに御提出ください。（あらかじめ休みが続くと分かっている場合は、備考欄に「〇日まで」と記入いただければ、毎日提出いただかなくても結構です。）
- ★ 足りなくなった場合は、担任の先生に御連絡いただくか、学校ホームページからダウンロードしてお使いください。
- ★ 欠席の場合、基本的には電話連絡ではなく欠席表にてお知らせください。止むを得ず、電話にて欠席の連絡をする場合は授業開始時間前に御連絡をお願いします。  
→新型コロナウイルス対策のため現在はお友達を介して欠席届を届けていただくことは推奨しません。欠席届を届けられない時は電話連絡をお願いします。

### 学校感染症による出席停止について

#### ・ 登校許可証

学校感染症にかかった場合は感染拡大の予防のため出席停止となります。十分休養をとり、他の人に感染させないためにも、医師による登校許可が出るまで学校を休ませてください。再登校の際には医師からの「登校許可証」が必要です。（インフルエンザ以外）出席停止となる感染症とその出席停止基準については、右の表を御参照ください。

#### ・ インフルエンザによる欠席届

インフルエンザの場合には、「インフルエンザによる欠席届」を保護者の方が記入し、学校へ提出していただくことで、児童の再登校は可能となります。

※用紙は学校からお渡しします。または、学校のホームページからダウンロードしてください。

### 夏休み・冬休み・春休み期間中に感染症にかかった場合について

夏休み・冬休み・春休み等長期休業期間中に上記の感染症にかかった場合は、休み明けに担任または保健室にかかった感染症と時期をお知らせください。

学校感染症と休養する期間		
	病名	期間
第1種	インフルエンザ (H1N1, H3N2) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹 (3日ばしか) 水痘 (みずぼうそう) 咽頭結膜熱 (ブル熱) 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	治癒するまで  発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  解熱後、3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が、痂皮（かさぶたに）化するまで 主要症状が消退した後、2日を経過するまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
第2種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病）・マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ ・感染性胃腸炎）	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する。

\* 通常、出席停止の措置は必要ないと考える感染症

（例）アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿瘍（とびひ）

\* 新型コロナウイルスに感染した場合は出席停止となります。

\* 令和3年度4月現在、新型コロナウイルス感染症への対応として発熱等がみられる場合も出席停止扱いとなっています。

状況により出席停止扱いの範囲が変わることもあります。

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止についての詳細は学校にお問い合わせください。

